

「(仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」
に対する知事意見

本事業は、合同会社西海江島沖洋上風力が、長崎県西海市崎戸町江島の沖合において、総発電出力が最大 299,500kW の着床式の洋上風力発電所の設置を検討しているものであり、再生可能エネルギーの導入・普及に資するもので地球温暖化対策の観点から望ましいものである。

一方、洋上風力発電の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、方法書に記載の調査、予測及び評価の確実な実施はもとより、下記の事項を十分留意したうえ、適切に環境影響評価を実施すること。

また、それらの検討の経緯及び内容については、準備書以降の図書に適切に記載すること。

記

1. 全体的事項

- (1) 環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価法その他関係法令等に基づき、適切に行うこと。
- (2) 海洋再生可能エネルギーの導入にあたっては、地元との合意が形成され、地域の活性化が図られることが重要であり、また、漁業との共生が不可欠であることから、事業実施想定区域における本県漁業者による様々な漁業の操業実態を十分に把握の上、環境への影響について十分な協議による事業計画の検討、積極的な情報開示及び提供を行うこと。また、地域住民、利害関係者、専門家及び関係行政機関等に対し、正確かつ分かりやすい表現での説明、協議を行い、地元関係者の理解と協力が得られるよう十分に配慮すること。
- (3) 本事業の推進にあたっては、引き続き、風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業調査、西海市風力発電等に係るゾーニング計画、西海市風力発電導入に向けた地域検討会および西海市再生可能エネルギー活用計画（改訂版）を踏まえ、西海市と十分に協議、調整を行った上で、事業計画を検討すること。
- (4) 環境影響評価及び環境保全措置の実施検討にあたっては、国内外における最新の知見等を踏まえ、工事中及び供用後に影響を受けるおそれのある環境要素について、十分に調査、予測し、その結果を総合的に評価するとともに、事業の実施に伴う環境影響を回避又は極力低減すること。また、必要に応じて、適切な環境保全措置を講じること。

- (5) 方法書及びその要約書における不適切な表現、記述の誤り、不足等については、表記方法を再度検討するとともに、準備書以降の図書において、訂正、追加して記載すること。

2. 個別事項

(1) 施設の設置、維持管理への配慮

- 施設設置期間において、施設の耐用が厳しいといった想定外の事態に対する撤去や再設置などの技術的対応や保証について検討するとともに、想定外の事態にならないような事業計画、事前調査、設計、地元との調整等を行うこと。
- 施設の設置、維持管理、撤去にかかる生態系への影響や超低周波音に対する健康被害などの課題について、今後情報収集、整理を行うとともに、適宜本事業の検討に反映させること。

(2) 騒音、超低周波音への配慮

- 騒音や超低周波音の影響を調査する際は、風やアノイアンス（わずらわしさ）による影響も考慮すること。
- 複数の風車基礎を同時に施工する場合には、騒音予測をはじめとする環境影響評価を適切に行うこと。

(3) 動物への配慮

- レーダー調査を含む鳥類調査を実施するにあたり、より効果的なデータを収集できるよう、事前に情報収集、整理したうえで、渡りの時期に関する年変動や天候等を考慮すること。また、風車大型化に伴う解析評価への影響を考慮すること。
- レッドリストに記載されている項目について再度確認するとともに、陸域以外に生息する動物に関しても精査すること。

(4) 海生生物への配慮

- 漁業との共生を図る観点から水産資源への影響も考慮し、同地区の水産有用種についても評価対象項目として検討するとともに、適切な調査、予測及び評価手法についても検討すること。
- 基礎を含む風力電気設備等について、その構造物の存在による付着生物等並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海洋生物への影響等について、必要に応じて最新の知見を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、適切な保全措置を講ずるとともに、影響に関するモニタリング等を実施すること。

(5) 景観への配慮

- 風車の設置場所については、地域住民の意見、景観への配慮などバランスが取れるよう検討すること。
- 風車設置に際して、設置にかかる許容範囲や景観へ与える影響について、広い視野で議論できるような表現方法を検討すること。
- 人と自然との触れ合いの活動の場としての活用頻度が高い場所について、影響が生じる可能性があると考えられる場合には評価項目として選定すること。

(6) 世界文化遺産、文化財への配慮

- 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の遺産影響評価については、「世界遺産条約履行のための作業指針」等に基づき、適切に対応すること。
- 文化財の保存に影響が及ばないよう、事前に関係者と協議、調整するとともに、工事中に陸上及び海域にて遺跡が発見された場合には、工事を一時中断し、その取扱いについて関係者と協議すること。

(7) その他

- 海底ケーブルの敷設にあたっては、関係漁協、関係漁業者と十分に協議すること。